

公益信託成年後見助成基金

第 23 回 募集要項

1. 趣旨

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護および福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 応募対象

- (1)既に就任（2022年3月末までに就任が確定）した成年後見人等が後見事務を1年以上行っていることとします。ただし、親族が成年後見人等に就任している場合を除きます。
- (2)後見事務の内容に照らし適正な報酬を支払うことができないものであることとします。
- (3)本年度は、成年後見制度利用者の年齢が概ね後期高齢者または、知的障害者・精神障害者等で、本人の預貯金額が260万円以下であり、かつ他に資金化できる適当な資産がないこととします。
- (4)保全処分の財産管理人の就任にかかる報酬は該当しません。
- (5)報酬付与審判申立てをしていない期間が対象となります。
※募集期間（4月）中に報酬付与の審判がおりた場合、助成金給付の対象にはなりません。
- (6)対象期間は、2023年3月以前の期間のうち1年間以内とします。
※過去分であれば、古い期間の指定も可能です。

3. 助成金

- (1)被後見人等1人に対し原則、月額1万円を限度に助成します。
- (2)最長5回まで申請可能
初回は、新規申込書による申請
2回目以降は、継続申込書による申請
※ただし、継続は連続する必要はありません。隔年申請も可能です。
- (3)後見人等申請者1人につき新規の申請件数は、1件とします。
- (4)助成金請求期限は、2024年7月末日とします。

4. 応募方法

所定の助成金申込書に必要事項を記入し資料を添付して、下記8(1)へ送付してください。

5. 申込み期間

2023年4月3日（月）～4月28日（金）必着

※申込書等の受付は、郵送のみとなります。

6. 選考の方法、採否の通知および助成金の交付

- (1)当基金運営委員会において内容を審査の上、2023年8月下旬頃までに採否を郵送にて通知します。
- (2)助成決定後、助成金決定通知書により家庭裁判所へ報酬付与審判の申し立てを行い、審判書（写）を下記8（2）へ送付してください。審判書（写）に基づき助成金を交付します。

※審判書の報酬付与期間および月額報酬金額が、助成金決定通知書の給付期間および月額の助成金額を下回る場合は、助成金が減額となる場合があります。

7. その他

- (1)国家資格を取得されている方は、**資格欄**に記入してください。
- (2)応募いただいた申込書等の書類の返却はいたしません。
- (3)応募にあたっては、助成申請書類および添付した資料に記載されている事項が、助成金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、所属等の情報が主務官庁等へ提供されることについての同意が必要となります。
- (4)当基金に対する寄附のお申し出は、下記8へご連絡ください。

8. 申込書送付先・請求先

(1)〒160 - 0003

東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館1階
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート内
公益信託「成年後見助成基金」宛
Tel:03 - 3359 - 0541

(2)〒164 - 0001

東京都中野区中野3 - 36 - 16
三菱UFJ信託銀行株式会社リテール受託業務部
公益信託課 成年後見助成基金担当宛
Tel:0120 - 622372（フリーダイヤル）
（受付時間 平日9：00～17：00 土・日・祝日等を除く）
メール：koueki_post@tr.mufg.jp
（メール件名には基金名を必ずご記入下さい）
FAX：03 - 5328 - 0586

以上